

留萌市監査委員告示第3号

令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年6月16日

留萌市監査委員 武 田 浩 一  
留萌市監査委員 村 上 均

## 財政援助団体監査の結果を参考として講じた措置

部課名：都市環境部都市整備課

### 所管部局に対して

(4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

- ① 留萌市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例で定める利用料金に関する事項が基本協定書に規定されていない。

旧都市公園条例における料金体系を上限とし、次回の協定書へ盛り込むよう令和5年度の所管課へ引継した。

- ② 仕様書の「その他自主企画事業」は、「自主事業」の間違いである。

次回の協定書において「自主事業」へ訂正するよう、令和5年度の所管課へ引継した。

(5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。  
(法232の5②)

- ① 指定管理委託料の支払いについて、第1回目の支払い期日が令和3年6月1日のところ、令和3年7月15日に支払っており、遅延していた。

年度協定書の締結が道の駅業務との整理の中で遅れていたため、請求も遅れたが、今後は指定管理者と連携をとり、遅れずに請求・支払を行うよう、令和5年度の所管課へ引継した。

(6) 事業報告書の点検は適切になされているか。(法234の2)

- ① 協定書第24条第2項では、毎月10日までに前月の管理運営に関する報告書(月報)を提出することになっているが、4月分以降の報告が10月以降に提出されていた。

報告の遅れは、上記(5)に加え、「道の駅」の繁忙期と重なり、来客対応等で事務時間が皆無だった事によるものであったが、今後は期日までの提出について指定管理者へ指導するよう、令和5年度の所管課へ引継した。

- ② 船場公園指定管理業務経理規程において、指定管理業務会計と自主事業会計は、別口座を開設し、個別に管理することになっているが、会計ごとの口座を開設していない。

指定管理業務に係る独立した口座、試算表、経理簿を整備されたい。

請求書・領収書の保管についても、指定管理事業と自主事業で区分し、保管されたい。

今後、それぞれ区分した対応とすべく、指定管理者と協議するよう、令和5年度の所管課へ引継した。

- ③ 月報の提出が遅延していたこともあり、適切な点検はされていない。また、月報及び収支状況の内容を審査していない。

事業報告書の提出期限厳守を指定管理者に指導するとともに、今後適切に点検・審査を行うよう、令和5年度の所管課へ引継した。

- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。(法244の2⑩⑪)

- ① 計画と報告との整合性が図られていないため、実施状況や実績が確認できない部分があった。
- ・計画にあった項目が報告になかった。
  - ・実施出来なかった事業について、理由等が事業報告で説明されていない事業があった。

指定管理者側でのチェック体制の指導、市側での見落とし防止を図る体制案を示し、令和5年度の所管課へ引継した。

- (9) その他

- ① 鍵の保有個数を管理していなかったことから早急に対応が必要である。

当初建設時からある鍵しかなく、配布・保有個数を整理した上で、令和5年度の所管課へ引継する。

- ② 利用料金の免除にあたり、規則に規定する適用号に該当していないものが見られた。

- ・商業研究会の実演販売 規則第7条第2号→ 条例第5条第1項第4号又は条例第5条の3第2項
- ・留萌警察署の街頭啓発 規則第7条第1号→ 法第5条第1項、法第6条第1項又は第3項

判断が難しい案件については規定適用の確認を行う等、指定管理者へ指導し、令和5年度の所管課へ引継した。

#### 指定管理者に対して

- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

- ① 協定書第24条第2項では、毎月10日までに前月の管理運営に関する報告書(月報)を提出することになっているが、4月分以降の報告が10月以降に提出されていた。

「所管部局に対して(6)①」のとおり

- ② 計画と報告との整合性が図られていないため、実施状況や実績が確認できない部分があった。

- ・計画にあった項目が報告になかった。
- ・実施出来なかった事業について、報告書になかった。

「所管部局に対して（7）」のとおり

- ③ 職員の配置について、事業計画書の内容をそのまま実績報告書に記載していた。職員配置図等を作成し所管に報告すべきである。

指定管理者へ実施体制の提出を求め確認できるようにした上で、令和5年度の所管課へ引継した。

- ④ 留萌市都市公園条例規則第2条第1項及び第5項について、許可を受けるものは行為開始日の5日前までとあるが5日前を過ぎた申請が散見された。

施設の利用促進と、利用状況を踏まえて柔軟な対応ができるよう、令和5年度中に必要な改正を行う。

- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

- ① 条例で消費税は切り下げとなっているが、切り上げて利用料金を請求していた。

条例との差異があったため指導を徹底し、令和5年度の所管課へ引継した。

- ② 利用料金について、申請者が市外の場合、市内の子どもを対象にする教室でも大人料金で運用していたが、運用指針にも示されていなく根拠が不明であった。

今後同じ事がないよう必要な訂正をし、令和5年度中に見直しを行う。

- ③ 利用料金の免除にあたり、規則に規定する適用号に該当していないものが見られた。

- ・ 商業研究会の実演販売 規則第7条第2号→ 条例第5条第1項第4号又は条例第5条の3第2項
- ・ 留萌警察署の街頭啓発街頭啓発 規則第7条第1号→ 法第5条第1項、法第6条第1項又は第3項

「所管部局に対して（9）②」のとおり

- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

- ① 毎月の収支内容と収支決算書の照合を図るに当たり、出納簿を整備されたい。
- ・ 年度始めの4月、企業の決算月の8月、その影響を受けた9月、年度末である3月の収支内容と収支決算書の照合が出来なかった。

旧指定管理者へ指導した上で、指定管理者への指導事項として令和5年度の所管課へ引継した。

- ② 船場公園指定管理業務経理規程において、指定管理業務会計と自主事業会計は、別口座を開設し、個別に管理することになっているが、会計ごとの口座を開設していない。

指定管理業務に係る独立した口座、試算表、経理簿を整備されたい。

「所管部局に対して（６）②」のとおり

- （６）公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は、適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

- ① 請求書・領収書の保管についても、指定管理事業と自主事業で区分し、保管されたい。

「所管部局に対して（６）②」のとおり